

【事例 H26-05-01】埼玉県さいたま市

さいたま市自殺対策医療連携事業（GPE ネット）
＝自殺未遂者等支援のための医療機関連携強化＝

市内に医療機関の連携体制を構築することで、精神科医療の必要な自殺未遂者や自殺念慮のある方を、速やかに精神科への受診につなげ、適切な精神科医療の提供及びうつ病等の早期発見と早期治療を図る「さいたま市自殺対策医療連携事業（GPE ネット）」を実施した。精神科病院は（輪番で空床を確保し、指定医が待機）は、救急医療機関に搬送された自殺企図患者の診察を行い必要に応じて入院治療を行う。精神科診療所は、一般医療機関等から紹介された、うつ病等の自殺念慮のある患者を早期に診察できるよう、輪番で新患枠を確保し、診察の結果、入院治療が必要と考えられる場合は、精神科病院へ紹介する。行政相談機関は、うつ病等での自殺念慮があり、精神科受診が必要と思われる相談者に事務局を通して精神科診療所（場合によって精神科病院）へ紹介する

【実施主体】埼玉県さいたま市こころの健康センター

【大綱の分類】5 適切な精神科医療を受けられるようにする①

【事業予算】11,531,752 円（11,531,752 円）（平成 25 年度）

【利 点】

市内に医療機関の連携体制を構築することで、精神科医療の必要な自殺未遂者や自殺念慮のある方を、速やかに精神科への受診につなげ、その後のフォローアップ等の支援を実施することができる。

【実施に至るまで】

【背景・必要性・理由の概要・等】

当市の自殺死亡率は、全国の平均値に比べるとやや低めであったが、それでも、平成 10 年以降、毎年市民の 200 人以上が自殺で亡くなっている状況であった。

一方で、当市では精神科医師、精神科病床が少なく、救急医療機関に搬送された自殺企図患者のその後の精神科医療機関への受け入れや、かかりつけ医から紹介された患者の精神科医療機関での早期の受診が困難であることなどの課題があった。また、消防局救急課からも、自殺未遂を含み、精神疾患と身体疾患の合併事案では搬送先の選定に苦慮しているという問題もあげられていた。

平成 21 年 3 月に策定された「さいたま市自殺対策推進計画」の中で、重点施策のひとつとして「自殺未遂者への適切な支援」が掲げられ、その中で「医療体制の整備」

として、身体科と精神科医療の連携の実現に向け、本事業が計画された。平成 21 年度に国の補正予算を受け、都道府県に「地域自殺対策緊急強化基金」が創設された事も契機として、平成 22 年 10 月より事業が開始された。

【計画を立てる上での工夫・等】

市内の救急医療機関に搬送された自殺企図患者の実態を調査し、また、消防局救急課による搬送の資料なども参考にして、具体的・実地的な事業を目指すとともに、救急医療機関、精神科病院、精神科診療所などの医療機関との調整を丁寧に行った。

【具体的な内容・実施の過程】

「さいたま市自殺対策医療連携事業（GPE ネット）」

<目標>

救急病院、一般医療機関等から精神科医療機関へ患者を紹介するための、精神科病院、精神科診療所の輪番体制を構築し、自殺未遂者等への適切な精神科医療の提供及びうつ病等の早期発見と早期治療を図る。

<事業内容>

（１）病院連携事業

- ・救急医療機関は、自殺未遂者のうち精神科受診が必要と考えられる患者を精神科病院へ紹介する。
- ・精神科病院（輪番で空床を確保し、指定医が待機）は、診察を行い必要に応じて入院治療を行う。

（２）精神科診療所、精神科病院連携事業

- ・精神科診療所は、一般医療機関等から紹介された、うつ病等の自殺念慮のある患者を早期に診察できるよう、輪番で新患枠を確保する。
- ・診察の結果、入院治療が必要と考えられる場合は、精神科病院へ紹介する。

（３）行政相談機関、精神科診療所連携事業

- ・行政相談機関は、うつ病等での自殺念慮があり、精神科受診が必要と思われる相談者に事務局を通して精神科診療所（場合によって精神科病院）へ紹介する。
- ・精神科診療所は、行政相談機関から紹介された患者の診療を行う。

<体制>

- （１）市内精神科医療機関の中で、本事業に協力のある医療機関の輪番表を作成する。

（現在、月～金、精神科病院、精神科病院 1 病院ずつの体制）

- （２）事務局をこころの健康センター内におき、直通電話で医療機関、行政機関等からの事業利用に関する相談に応じる。

(3) 必要に応じて、事務局から病棟訪問、退院後の電話、面接、自宅訪問等での支援を行う。

<工夫点>

(1) 年2回、自殺対策医療連携事業連絡調整会議を開催し、医師会、救急医療機関、精神科診療所・病院の代表を委員として、各機関の連携を図り、課題の整理を行っている。

(2) 市内消防署の救急車に本事業のパンフレットを設置し、自殺未遂者搬送の際に活用してもらう。

(3) 本事業の利用で、自殺未遂者が、救急医療機関から精神科病院に転院する際、事務局が受診に同行し確実に精神科医療に繋ぐ(単身者の場合など)。

(4) 事業利用後も、再発防止のため事務局からのアウトリーチ(訪問、面接、電話等)を行う。

【成果】

・平成22年10月の事業開始から平成29年3月までの事業利用件数は322件(年間平均約50件)。事業に関する相談(様々な理由で事業の利用には至らなかったもの)件数は221件(年平均約34件)。事業利用の年代は若年層～働き世代の10～40代で約8割を占める。精神科病院へ紹介された事例の約6割が入院、約2割が外来継続となり、精神科診療所へ紹介された事例の約8割は外来継続となっている。事業利用をきっかけに相談機関につながる事例もある。

・事業開始年度からの利用者のうち、平成29年3月末時点で38件についてはこころの健康センター等による支援を継続中。(平成28年実績：事業利用後の訪問26件 面接54件 電話167件)。

【補足】GPE…General：一般医、Psychiatry：精神科、Emergency：救急医療

【課題】

- ・庁内、関係機関(医療機関含む)への周知の徹底。
- ・今後、市立病院に精神科病棟開設の予定があるため、将来的には自殺未遂者対策と身体合併症対策等ネットワークの再構築が必要となってくると思われる。
- ・事業継続のための予算の確保。

【事業種別】強化モデル事業

【準備期間・人数】

平成21年3月に策定された「さいたま市自殺対策推進計画」の重点施策として、自殺未遂者の適切な支援の中に医療体制の整備が盛り込まれた。その後、事業内容の組み立てや関係機関調整などを経て、平成22年10月より実施された。

こころの健康センターの職員が兼務でGPEネット事務局を担当しているが、電話対応等は所全体で行っており、専任の職員はいない。

【予防段階】 2次

【自治体規模】 126千人(平成26年度末)

【自治体負担率】 0% (埼玉県自殺対策強化事業補助金の交付を受けているため)

【事業対象】 自殺未遂者

【支援対象】 自殺未遂者

【実施主体・問合せ先】

埼玉県さいたま市保健福祉局保健部健康増進課

TEL:048-829-1294

E-mail:kenko-zoshin@city.saitama.lg.jp

URL : <http://www.city.saitama.jp/index.html>

【参考資料・文献】

- 1) 鈴木仁史：さいたま市の自殺泰医療連携事業（GPE ネット事業）の紹介. 日本精神神経科診療所協会誌 ジャーナル 38 巻 6 号（第 201 号）2012 年 11 月
- 2) 恵 智彦：自殺対策医療連携事業～さいたま市 GPE ネットの取り組み～. CNS フロンティア. 2014 年 10 月
- 3) 黒田安計：自殺未遂者ケアのための、かかりつけ医、総合病院救急課、精神科病院、精神科診療所を含む地域保健医療連携システム～さいたま市における GPE ネットの取り組み～. 精神科治療学 30(4)、441-447、2015
- 4) 嶋津 多恵子、岩瀬 真澄：さいたま市内の救急医療機関に搬送された自殺企図患者の実態. 日本公衆衛生雑誌 Vol. 59、p. 838-844、2012.